

諮問第 4 号

古賀都市計画用途地域の変更 (古賀市決定)

古賀都市計画用途地域の変更（古賀市決定）

古賀都市計画用途地域を福岡広域都市計画用途地域に名称を改め、次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の制限	備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 137 ha	6 / 10以下	4 / 10以下	1.0 m	150m ²	10.0 m	17.0%
	約 30 ha	8 / 10以下	4 / 10以下	1.0 m	150m ²	10.0 m	3.7%
	約 10 ha	6 / 10以下	4 / 10以下	1.5 m	150m ²	10.0 m	1.2%
	約 177 ha						21.9%
第二種低層 住居専用地域 小 計	約 93 ha	10 / 10以下	6 / 10以下	—	150m ²	10.0 m	11.6%
	約 29 ha	15 / 10以下	6 / 10以下		150m ²	15.0 m	3.6%
	約 122 ha						15.2%
第一種中高層 住居専用地域	約 47 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	5.8%
第一種 住居地域	約 215 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	26.7%
第二種 住居地域	約 37 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.6%
近隣商業地域	約 24 ha	20 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	3.0%
商業地域	約 11 ha	40 / 10以下	8 / 10以下	—	—	—	1.4%
準工業地域	約 27 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	3.4%
工業地域	約 108 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	13.4%
工業専用地域	約 37 ha	20 / 10以下	6 / 10以下	—	—	—	4.6%
合 計	約 805 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画用途地域の名称を変更するものです。

古賀市都市計画図

1:10,000

変更概要

都市計画区域統合に伴い、都市計画用途地域の名称を変更する。
 (変更前) 古賀都市計画用途地域
 (変更後) 福岡広域都市計画用途地域


資料

諮問第4号関係

第1種低層住居専用地域	準防火地域
第2種低層住居専用地域	地区計画等区域
第1種中高層住居専用地域	上段 容積率
第1種住居地域	下段 建ぺい率
第2種住居地域	上段 高さ制限 m
近隣商業地域	中段 壁面後退距離 m
商業地域	下段 最低敷地面積
準工業地域	高さ制限 建築物の高さの制限
工業地域	壁面後退距離 外壁の後退距離の限度
工業専用地域	最低敷地面積 建築物の敷地面積の最低限度
	準都市計画区域
	特定用途制限地域
	田園居住地域
	特定用途制限地域
	筑紫野古賀線沿線地区

用途地域：計 約805ha

- ・第1種低層住居専用地域 約177ha
- ・第2種低層住居専用地域 約122ha
- ・第1種中高層住居専用地域 約 47ha
- ・第2種中高層住居専用地域 0ha
- ・第1種住居地域 約215ha
- ・第2種住居地域 約 37ha
- ・準住居地域 0ha
- ・近隣商業地域 約 24ha
- ・商業地域 約 11ha
- ・準工業地域 約 27ha
- ・工業地域 約108ha
- ・工業専用地域 約 37ha



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種低層住居専用	第二種低層住居専用	第一種中高層住居専用	第二種中高層住居専用	第一種住居	第二種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	準防火	地区計画	田園居住	沿線地区	
建築物の高さ制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容積率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建ぺい率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最低敷地面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壁面後退距離	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築物の敷地面積の最低限度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○